

専有部分の家屋番号	154-3-101 ~ 154-3-112 154-3-201 ~ 154-3-213 154-3-301 ~ 154-3-313 154-3-401 ~ 154-3-411 154-3-501 ~ 154-3-509 154-3-601 ~ 154-3-608 154-3-701 ~ 154-3-706
-----------	--

表 題 部	(一棟の建物の表示)	調製	平成10年5月21日	所在図番号	余白
所 在	習志野市大久保二丁目 154番地3				余白
建物の名称	ライオンズガーデン津田沼東				余白
① 構 造	② 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
鉄筋コンクリート造陸屋根7階建	1階	802.41	余白		
	2階	875.67			
	3階	875.67			
	4階	734.48			
	5階	601.18			
	6階	534.48			
	7階	401.18			
余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年5月21日		

表 題 部	(敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地 目	④ 地 積	m ²	登 記 の 日 付
1	習志野市大久保二丁目154番3	宅地	2701.34		平成7年2月14日

表 題 部	(専有部分の建物の表示)			不動産番号	0411000010970
家屋番号	大久保二丁目 154番3の205				余白
建物の名称	205号				余白
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	2階部分	67.47	平成7年1月19日新築	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年5月21日	

表 題 部	(敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	469018分の7144	平成7年1月19日 敷地権 〔平成7年2月14日〕	

権 利 部 (甲 区)	(所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	所有権移転	平成8年10月1日	原因 平成8年9月30日売買	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K83-417 (1 / 1)

1 / 3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号		第26855号	所有者 習志野市実籾町一丁目1070番地5 実籾アパートA-502 瓜生 裕己 順位2番の登記を移記
	1番登記名義人表示変更	平成12年7月31日 第17771号	原因 平成8年11月26日住所移転 住所 習志野市大久保二丁目18番22-205号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年5月21日
2	所有権移転	令和7年3月24日 第16634号	原因 令和7年3月24日売買 所有者 東京都渋谷区代々木一丁目55番14号内海ビル302号室 株式会社 リプラス 会社法人等番号 0110-01-099594

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成8年10月1日 第26856号	原因 平成8年9月30日保証委託契約による 求償債権同日設定 債権額 金3,400万円 損害金 年18・25% 年365日日割計算 債務者 習志野市実籾町一丁目1070番地5 実籾アパートA-502 瓜生 裕己 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 日本信販株式会社 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年5月21日
2	抵当権設定	平成12年7月31日 第17772号	原因 平成12年7月27日保証委託契約に基づく求償債権平成12年7月31日設定 債権額 金2,760万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 習志野市大久保二丁目18番22-205号 瓜生 裕己 抵当権者 千葉市中央区道場南一丁目2番8号 株式会社京葉銀保証サービス
3	1番抵当権抹消	平成12年8月4日 第18344号	原因 平成12年7月31日放棄
4	2番抵当権抹消	令和7年3月24日 第16633号	原因 令和7年3月24日解除
5	抵当権設定	令和7年3月24日 第16635号	原因 令和7年3月24日金銭消費貸借同日設定

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K83417 (1 / 1)

2 / 3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債権額 金2,250万円 利息 年3・300000% (年365日日割計算) 損害金 年14・6% (年365日日割計算) 債務者 東京都渋谷区代々木一丁目55番14号内海ビル302号室 株式会社リプラス 抵当権者 東京都港区東新橋二丁目6番10号 大東京信用組合 (取扱店 新宿支店)



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(千葉地方法務局管轄)

令和7年4月16日

東京法務局

登記官

楠 野 智 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K83417 (1/1)



3/3